

当事者への調査・ヒアリングについて

■1 考え方

- 社会的養育推進計画の策定要領における留意事項を踏まえ、対象・内容を決定する
- 意見聴取→意見の反映→フィードバックのプロセスを実施する

【参考:策定要領】(留意事項)当事者であるこどもの意見の反映等について

- ・ 里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画
- ・ 当事者であるこども(社会的養護経験者を含む)を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取
- ・ 里親・ファミリーホームや施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取
- ・ 意見聴取した内容の十分な反映
- ・ 意見聴取にあたっては、当事者であるこどもの置かれた状況等に十分に配慮し工夫した手段を用意

■2 調査・ヒアリング対象者及び実施方法について

《課題》

- ①対象者の選定:特に「当事者である子ども」へのアプローチ方法
- ②実施方法:部会開催時又は施設訪問等によるヒアリング方式、アンケート方式等

【対象候補1】施設や里親のもとで暮らす子ども

- 選任方法:施設や養育家庭の会への依頼、児童福祉司からの声掛け
- 実施方法:訪問によるヒアリング(聴き取りシート)、アンケート等

【対象候補2】社会的養護経験者

- 選任方法:・区の退所者等支援事業(経済的支援、相談支援)の対象者への依頼
・区と関わりのある社会的養護経験者への依頼
- 実施方法:部会開催時にヒアリング

【対象候補3】区内里親(ファミリーホームを含む)

- 選任方法:・養育家庭の会への推薦依頼
・区内ファミリーホーム(2施設)への依頼
- 実施方法:部会開催時にヒアリング

【対象候補4】施設当事者(施設職員等)

- 選任方法:対象施設への依頼
- 実施方法:部会開催時にヒアリング